

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例

東近江市介護保険条例（平成 17 年東近江市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されているものについては、特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の 15 日」を「減免事由に該当することとなった日の翌日から起算して 30 日を経過する日又は納期限のいずれか遅い日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。